



平成 29 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 田 口 三 昭
(コード番号 7 8 3 2 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅古有寿
(T E L : 0 3 - 6 6 3 4 - 8 8 0 0)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 7 月 7 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 35,800 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,855 円
(4) 処分価額の総額	138,009,000 円
(5) 募集又は処分方法	株式報酬を割り当てる方法（第三者割当）
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除きます。）7 名 17,900 株 当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）15 名 17,900 株
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、平成 30 年 3 月期に係る業績条件付報酬として当社普通株式を付与するための金銭報酬債権及び金銭を支給する制度（業績条件付株式報酬制度。以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、本日開催の第 12 回定時株主総会において、本制度を導入し、平成 30 年 3 月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）及び金銭を支給することをご承認いただきました。本制度の内容

は、2. 処分の目的及び理由末尾<本制度の内容>に記載のとおりです。

さらに、当社は、本日開催の第12回定時株主総会において、平成30年3月期に係る業績条件付報酬における本制度の導入により、取締役に対して直接当社普通株式を交付することが可能となることから、株主の皆さまとの価値共有をより一層促進するため、業績達成基準の指標とした連結営業利益の数値がすでに確定した平成29年3月期に係る業績条件付報酬としての株式報酬型ストックオプションにつきましても、株式報酬型ストックオプションではなく、本制度と同様に、直接株式を交付することができるよう、第10回定時株主総会において、「バンダイナムコグループ中期計画（平成27年4月～平成30年3月）」に対応させる形で、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを年額1億6千万円を上限として付与することにつきご承認をいただいた内容を一部変更することをご承認いただきました。具体的には、本日開催の第12回定時株主総会において、同じく年額1億6千万円を上限として、当社の社外取締役を除く取締役に対して、第10回定時株主総会における承認決議に基づく平成29年3月期に係る株式報酬型ストックオプションに代えて、平成29年3月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）及び金銭を支給すること、株主の皆さまとの価値共有の継続的担保のため取締役等在任中の株式売却を制限すること、交付する当社普通株式の数は1事業年度につき40,000株以内とすることは本日開催の第12回定時株主総会において平成30年3月期に係る業績条件付報酬について承認をいただいた内容と同様とすること、平成29年3月期における当社連結営業利益を評価対象期間とするほかは本制度の内容と同様とすることにつきご承認いただきました。

本自己株式処分は、上記の平成29年3月期に係る業績条件付報酬についての本日開催の第12回定時株主総会における承認を踏まえ、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、平成29年3月期に係る業績条件付報酬として、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く。以下、単に「当社取締役」といいます。）に対して付与された金銭報酬債権及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。以下、単に「当社子会社取締役」といいます。）に付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。なお、当社取締役及び当社子会社取締役は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間、本自己株式処分に基づき割り当てを受けた当社株式について、譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）を行わない旨を誓約する予定です。

<本制度の内容>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社取締役に対して、「バンダイナムコグループ中期計画（平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）」期間の最終年度である平成 30 年 3 月期（以下「評価対象期間」といいます。）における当社連結営業利益が 500 億円以上となった場合にのみ、連結営業利益の数値に応じて、金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）及び金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付又は支給します。

(2) 本制度における報酬額の上限

金銭報酬債権及び金銭の額は、評価対象期間の連結営業利益の数値に応じて年額 1 億 6 千万円を上限として定められるものとします（※）。

（※）連結営業利益が 500 億円に満たない場合は支給しないこととし、連結営業利益が 500 億円以上の場合には、連結営業利益の増加に応じて最大で 1 億 6 千万円までの範囲で変動するものとします。

(3) 当社取締役が交付を受ける株式の総数の上限

1 事業年度につき 40,000 株（発行済株式総数の 0.02%）以内とします。なお、1 株当たりの払込金額は、下記（4）に定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等、当社取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会にて決定します。

(4) 当社取締役に対する当社株式等の交付要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、当社取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付又は支給するものとします。各当社取締役に交付又は支給する当社株式等の額については、評価対象期間経過後に開催される取締役会で決定するものとします。

- ① 評価対象期間中に取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため、平成 29 年 6 月 16 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所市場第 1 部における、当社の普通株式の終値である 3,855 円（円未満切捨て）としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の 1 ヶ月（平成 29 年 5 月 17 日から平成 29 年 6 月 16 日まで）終値単純平均値である 3,905 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率▲1.28%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3 ヶ月（平成 29 年 3 月 17 日から平成 29 年 6 月 16 日まで）終値単純平均値である 3,607 円からの乖離率 6.88%、及び 6 ヶ月（平成 28 年 12 月

19日から平成29年6月16日まで)終値単純平均値である3,411円からの乖離率13.02%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち3名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、希薄化率が25%未満であり、支配株主の異動も伴わないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上